

(別紙)

結商第 30 号
令和 8 年 6 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

結城市長 小林 栄

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 8 年 5 月 29 日付け中企第 205 号にて公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山新結城店
所在地 結城市新福寺五丁目 17 番地 5 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社山新
代表取締役 山口 隆生
住所 水戸市千波町 2292 番地



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特に無し		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。